

米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

米原市役所本庁舎内において、デジタルサイネージを設置し、同時に広告を掲載できる設備を設置することにより、事業者が広告主を募集し広告料収入を得て、上記機器の設置、維持管理費用を負担することで、市民サービスの向上と自主財源確保を図ることを目的に、米原市本庁舎広告付デジタルサイネージ設置業務に係る受託者を選定するため公募型プロポーザルを実施します。

2 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1)業務名 | 米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務 |
| (2)業務内容 | 米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務仕様書のとおり |
| (3)業務場所 | 滋賀県米原市米原地先（米原市役所本庁舎） |
| (4)使用形態 | 本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務の受託者（以下「受託者」という。）は、デジタルサイネージについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。 |
| (5)使用期間 | 令和 8 年 4 月 30 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |
| (6)使用料 | 参考年額 88,000 円（4 か所 2 m ² で試算） |
| (7)広告放映料 | 広告料の一部を広告放映料として市に納付すること。
（金額は提案による。） |

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとするもの）は、次に掲げる事項を全て満たすものであること。

- (1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2)客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の要件に該当する者でないこと。
 - ①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ④会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - ⑤銀行取引停止処分がなされている者
- (3)自己または自社もしくは自社の役員等が、次の要件のいずれにも該当する者でないこと。
 - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ②暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
 - ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥前記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなど

している者

- (4) 国税・県税・市税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (5) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置に該当しないこと。
- (6) 過去 3 年以内の事業について、他の自治体において本業務と同種の広告付きデジタルサイネージ設置の実績を有していること。

4 スケジュール

内 容	時 期
公募開始	令和 7 年 11 月 26 日（水）
質問書の受付締切	令和 7 年 12 月 12 日（金）
質問書に対する回答	令和 7 年 12 月 19 日（金）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 1 月 8 日（木）
第 1 次審査の結果通知	令和 8 年 1 月 13 日（火）【予定】
企画提案プレゼンテーション	令和 8 年 1 月 22 日（木）【予定】
選定結果通知	令和 8 年 2 月 6 日（金）【予定】
使用許可申請手続	令和 8 年 3 月中【予定】
使用許可	令和 8 年 4 月 30 日（水）

5 参加方法等

(1) 参加受付期間

令和 7 年 11 月 26 日（水）から令和 8 年 1 月 8 日（木）午後 4 時 45 分まで（必着）

(2) 参加受付場所

滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市総務部契約管財課

(3) 参加の手続

参加受付期間内に、以下の必要な書類を、参加受付場所に持参または郵送（参加受付期間内必着）してください。（電話、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。）

(4) 参加に必要な書類

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 誓約書（様式 2）
- ③ 事業概要関係書類
 - I：会社概要（事業実績が分かるもの）※パンフレット等で可
 - II：直近の貸借対照表
 - III：損益計算書および余剰金処分計算書
- ④ 法人登記簿謄本（原本）
- ⑤ 委任状（受任者を設定する場合は委任状を提出してください。）
- ⑥ 企画提案書（様式自由、A 4 サイズ）

参加者は、本実施要領及び別紙「米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務仕様書」に基づき、下記のとおり企画提案書を提出すること。

ア 別に定める評価基準に則して内容が確認できるよう、以下の順を基本として構成すること。

- 1 業務実績（過去 3 年間の自治体における広告付きデジタルサイネージ設置業務の実績）

- 2 設置する機器の仕様・特徴(パネル構成・サイズを含む)、システムの操作性、レイアウト、デザイン等
 - 3 実施体制(広告主募集、広告審査の方法)
 - 4 管理体制(障害発生時、問合せ時等)、安全対策
 - 5 その他の有益な独自提案(来庁者の利便性や市民サービスの向上が見込まれる提案等)
- イ A4版縦、両面印刷、左綴じを原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

⑦ 広告放映料提案書(様式3)

広告放映料の提案価格(年額、税込、千円単位)を記入してください。

広告料収入見込額、インシヤルコスト、ランニングコストおよび提案価格(市に納付する金額)の内訳を記入すること。(別紙とすることも可)

※①、③、⑥、⑦は原本1部、複写7部を、その他は1部ずつ提出してください。

(5)注意事項

- ・提出された書類は、一切返却しません。提出した一切の関係書類の書き換え、引き換え、または撤回はできません。また、著作権は提案者に帰属することとしますが、事業者を選定された場合は、市がその一部または全部を無償で利用できるものとします。
- ・提出された書類に記載された個人情報、事業者の選定、審査その他手続を実施する目的以外に、提案者に無断で使用することはありません。
- ・市は、事務の遂行上必要な範囲において、提出された書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手続の経過および選定結果の公表等のため必要と認めるときは、提案者の承認を得て、提出された書類の全部または一部を無償で使用するものとします。
- ・提出された書類は、米原市情報公開条例(平成17年米原市条例第4号)の規定に基づき公開する場合があります。経営ノウハウに関するもの等で公開されたくない場合は、その旨明記してください。

6 質問の受付および回答方法

質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1)受付期間

令和7年11月26日(水)から令和7年12月12日(金)午後4時45分まで(必着)

(2)質問書受付場所

滋賀県米原市米原1016番地 米原市総務部契約管財課

(3)質問書の提出方法

書面(様式4)により持参(ファクシミリおよび電子メール可)してください。(ファクシミリおよび電子メールの場合は、電話で確認連絡の上、提出してください。)

(4)回答方法

質問の回答は、米原市公式ウェブサイトに掲載します。

質問書受付から令和7年12月19日(金)までに順次回答します。

7 審査および選定について

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) プレゼンテーションおよびヒアリングによる審査

米原市本庁舎広告付きデジタルサイネージ設置業務プロポーザル受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において候補者を選定します。

企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、8(1)から(5)に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定します。

ア 開催日時・場所 令和8年1月22日（木）予定

※ 日時及び会場については、別途提案者に通知します。

イ 発表時間 30分以内(提案説明20分以内、質疑応答10分以内)

ウ 出席者 3名程度

エ その他 プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とします。

(2) 審査結果の通知

審査結果により最も総合点の高い者を選定し、審査結果を文書により通知します。

8 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 業務実績【10点】

(2) 機器の仕様など【15点】

(3) 実施体制など【20点】

(4) 管理体制など【15点】

(5) 独自提案【20点】

(6) 広告放映料【20点】

9 決定後の提出書類

行政財産使用許可申請書・許可場所図面

10 受託者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、受託者として決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合

(2) 受託者が提案者資格を満たしていないことが判明した場合

(3) 提案書類等に虚偽の記載があった場合

(4) 受託者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合

(5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、提案者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合

(6) 受託者が提案者資格を失った場合

11 その他

(1) 提案者は、募集要項および仕様書を熟読してください。

(2) 企画提案書の提出後、市の判断により補足資料の提出を求める場合があります。

- (3)提案に要する一切の費用は、提案者の負担とします。
- (4)提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容および条件を承諾したものとみなします。
- (5)提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (6)使用許可書の受領後、市が発行する納入通知書を納期限までに納付してください。
- (7)電気を使用する際には、機器のVA（ボルトアンペア）またはW（ワット）数に応じた年間電気使用料をもとにして積算した額を市に納付いただきます。
- (8)受託者が参加資格を満たさないことが判明した場合、その他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとします。

12 問い合わせ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

米原市 総務部契約管財課

電 話 : 0749-53-5166(直通)

F A X : 0749-53-5148

Eメール: kanzai@city.maibara.lg.jp